

ご 報 告

このたび、会計検査院の「令和元年度決算検査報告」において、当センターにかかる復興庁ボランティア・公益的民間連携班からの「被災者支援コーディネート事業」の交付について、以下の記載がなされました。

賃金、報酬及び共済費の算定に際し、雇用者について、雇用契約において定められた基本給等の額に基づく時間単価ではなく、外部の者から事業を受託するなどした場合に適用する謝金等に係る内部規程に基づく時間単価を誤って適用していた。また、委託契約者について、本事業に業務以外にも従事する場合、委託費を本事業に従事した時間数に基づく割合で案分して算定すべきであったが、誤って同内部規程に基づく時間単価に本事業従事時間数を乗じて計上していた。そのため、過大な清算が生じていた。

当該指摘を受け、当センターにおいても確認した結果、外部委託の謝金単価をそのまま給与単価としていたことが確認されました。本件は、平成27年7月の当センターの法人移行後の、交付対象経費となる賃金及び報酬に係る取扱規程等の正確な理解がなされないまま、事業執行がされていた状況により生じたものと考えられます。該当額の返還については、当センターから既に返還済みではありますが、今回のような執行が行われたことについて、お詫び申し上げます。

当センターでは、会計検査院の受検を受け、既に令和元年度の被災者支援コーディネート事業からは適正な事業執行を行っております。本件のような事案は現在では、生じえない体制をとっておりますが、全役員並びに全職員に事業の適正執行について、改めて周知徹底しこれからも再発防止に努めてまいります。

令和2年11月16日

一般社団法人みやぎ連携復興センター
代表理事 木村 正樹